

「逗子市まちづくり条例の一部改正（案）」 に関する意見を募集しています

逗子市まちづくり条例において、少なくとも3年ごとにこの条例に関する必要な見直しを行うものとされていることから、逗子市まちづくり審議会に諮問を行い、平成25年9月3日、同審議会から答申を受けました。

この答申などに基づき、本改正案を作成しましたので、本改正案について、皆様のご意見を広く募集します。

主な改正点

(1) 位置指定道路を新設する開発行為／隣接地での建築行為を条例適用とする

位置指定道路の制度を用いた小規模な開発行為等が増加していることに鑑み、緑とゆとりのある良好な住環境の創出を図ることを目的に、位置指定道路を新設する開発行為及び位置指定道路に隣接する土地での建築行為を条例適用とする改正を行います。

(2) 商業地域におけるオープンスペースの整備基準を追加する／駐車場基準を見直す

商業地域において、快適でにぎわいのある市街地環境の創出を図ることを目的に、オープンスペース（公園、緑地、広場又はその他空地）に関する基準を追加し、駐車場に関する基準を見直す改正を行います。

改正案の閲覧方法

(1) 市ホームページ (<http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/machi/>)

(2) 以下の場所で閲覧

- ・まちづくり課（市役所2階）
- ・情報公開課（市役所1階）
- ・市民交流センター
- ・文化プラザ
- ・逗子アリーナ
- ・青少年会館
- ・小坪公民館
- ・沼間公民館
- ・図書館

意見提出方法

任意の様式に「逗子市まちづくり条例の一部改正（案）」と「意見内容」を記載のうえ、以下の方法でご提出ください。

- (1) 直接持ち込み まちづくり課（市役所2階）
- (2) Eメール machi@city.zushi.kanagawa.jp
- (3) 郵送 〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
- (4) ファクス 046-873-4520

意見募集期間（締切）

2013年（平成25年）10月1日（火）～10月30日（水）必着

その他

- (1) この改正（案）は、パブリックコメント終了後、逗子市議会に提案し、平成26年4月1日の施行を予定しています。
- (2) 皆様からお寄せいただいたご意見は、本市の考え方とともに、後日市ホームページで公表します。個々のご意見に対して、直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先：逗子市環境都市部まちづくり課
Tel 046-873-1111（内線462）